

令和6年11月8日

保護者のみなさんへ

桑折町教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

### 就学援助制度についてのお知らせ

桑折町では、小・中学校に通う児童生徒をお持ちで、経済的理由により就学が困難となっているご家庭を対象に、お子さんにかかる学用品費等の援助を行っています。

援助を希望される方は、次により申請をお願いします。

#### ■援助を受けることができる方

町内に住所を有し、公立小学校及び中学校に在籍する者、又は翌年度入学を予定している者の保護者で、次の基準に該当し教育委員会で認定された世帯。

判定にあたっては、住民票上の世帯ではなく、実際と同じ家に同居している方すべてで審査をします。

#### 【審査基準】

- 1 生活保護を受けている世帯
- 2 次のいずれかに該当し、前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯
  - ①生活保護法に基づき生活保護が停止、又は廃止になった。
  - ②町民税が非課税、又は町民税・個人事業税・固定資産税のいずれかの減免を受けた。
  - ③国民年金の掛金の減免を受けている。
  - ④国民健康保険税の減免、又は徴収の猶予を受けている。
  - ⑤児童扶養手当を受けている。
  - ⑥上記①～⑥には該当しないが、経済的な理由により児童生徒が就学困難になる特別な事情がある。

#### 目安となる前年所得上限額（2023年中における世帯員全員の所得合計額）

世帯	世帯構成【例】	目安となる前年所得上限額
2人世帯	保護者 35 歳、子 10 歳	約 179 万円
3人世帯	保護者 35 歳、子 13 歳/10 歳	約 246 万円
	保護者 36 歳/35 歳、子 10 歳	約 215 万円
4人世帯	保護者 36 歳/35 歳、子 13 歳/10 歳	約 273 万円
5人世帯	保護者 36 歳/35 歳、子 13 歳/10 歳/4 歳	約 306 万円
6人世帯	保護者 36 歳/35 歳、子 13 歳/10 歳、祖父母 66 歳/66 歳	約 362 万円

#### ※年間総所得額

- ・収入が給与収入のみで年末調整を行っている方  
令和5年分給与所得の源泉徴収票の『給与所得控除後の金額』
- ・所得税の確定申告書を提出した方  
令和5年分所得税の国定申告書の「所得金額」欄の『合計』
- ・上記以外の方  
町が発行する令和6年度（令和5年分）課税（非課税）証明書の『合計所得金額』

#### ※年間総所得上限額

世帯構成員の年齢等により上下しますので、目安としてご利用ください。目安の上限を超えても援助が受けられる場合や、上限以内であっても援助を受けられない場合があります。

#### ■就学援助受給申請書の提出

- ・申請書に必要事項と申請理由を詳しく記入・押印した上、現在通っている学校等に提出してください。なお、令和6年1月1日以降に桑折町へ住所を移された方は、所得課税証明書等の添付書類が必要になります。
- ・申請書は世帯ごと、学校ごとに提出してください。※1
- ・申請書は、幼稚園・小学校・中学校・教育委員会で所持しています。
- ・申請書の提出期限は、11月22日（金）です。※2
- ・年度毎の認定となるので、令和6年度に受給しており、引き続き受給を継続したい場合も改めて申請が必要になります。
- ・年度途中で申請された場合は、申請書が教育委員会に到着した月からの認定となり、支給額も期間に応じて減額されます。

##### ※1

例えば、2人の児童を同じ小学校に通わせている場合は1通のみの提出となり、幼稚園・小学校・中学校にそれぞれ通う児童生徒がいる場合は、それぞれの園・学校に1通ずつ提出することになります。

##### ※2

提出期限以降でも、令和7年4月までに提出があれば、令和7年4月1日からの就学援助の認定は可能ですが、決定通知と支給時期が遅くなる場合があります。

#### ■認定について

教育委員会では、申請書が提出されると、課税状況や家庭の事情等を審査し、受給可否の判定を行います。

審査にあたっては、各地区の民生委員の方々の訪問等により各家庭の状況を詳しくお聞きいたします。（訪問にあたり、対象者へ電話等で連絡する場合があります）

### ■援助費の支給方法

認定された児童生徒の保護者に対し、学用品費等の年額を学期ごとに3回に分けて支給します。

なお、入学準備金にあたる「新入学児童生徒学用品費」（新小学1年生、新中学1年生）については、入学前の3月に支給します。

支給方法については、申請の際に「口座振替」か「現金受取」を選択してください。

### ■援助対象費目

裏面「援助対象費目」のとおり

### ■その他

- ・申請にあたり、不明な点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。
- ・特別支援教育学級に在籍する児童生徒を対象とした『特別支援就学奨励費』については、令和7年6月頃にお知らせいたしますので、今回の申請では提出する必要はありません。

#### 【担当】

桑折町教育委員会 教育文化課 こども教育係  
電話 024-582-2403

◎援助対象費目（この援助額は令和6年度のものです。令和7年度には援助費が変更になることもあります。）

費目	説明	対象者	援助額		備考
			小学校	中学校	
学用品費	ノート、筆記用具、副読本、体育用靴など学用品の購入費	全学年	11,630 円	22,730 円	※左の額を7月、12月、3月の3回に分けて支給。 ※中途申請の方は、認定日に応じて左の額を月割りで支給。
通学用品費	通学用靴、上履き、雨がさ、帽子など通学用品の購入費	第1学年以外の学年	2,270 円	2,270 円	
新入学児童生徒学用品費	ランドセル、カバン、通学洋服など新入学時の学用品・通学用品の購入費	第1学年	57,060 円	63,000 円	※原則として入学する年の3月に支給。 ※認定日が4月1日の方のみ対象。
校外活動費(宿泊なし)	学校行事として行われる校外活動における交通費・見学科	参加者	実費 (上限 1,600 円)	実費 (上限 2,310 円)	※実際に参加した校外活動が対象。
校外活動費(宿泊あり)	学校行事として行われる宿泊を伴う校外活動(修学旅行を除く)における交通費・見学科	参加者	実費 (上限 3,690 円)	実費 (上限 6,210 円)	※実際に参加した校外活動が対象。
体育実技用具費(柔道)	学校の武道授業における柔道着購入費	中学校購入者		実費 (上限 7,650 円)	※実際に購入した経費が対象 (上限あり)
修学旅行費	修学旅行における交通費、宿泊費、見学科などの定められた経費	参加者	実費全額 (共通の経費に限る)		※実際に参加した修学旅行が対象。
学校給食費	保護者が学校給食費として学校へ納入する額				
スポーツ振興センター共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金(本人負担分)	全学年	実費全額		※原則として7月に支給。 ※認定日が4月1日の方のみ対象。
クラブ活動費	クラブ活動・部活動の参加に必要な用具等の購入やその他の経費	小学校第1～3学年以外の学年	2,760 円	30,150 円	※原則として3月に支給。 ※中途申請の方は、認定日に応じて左の額を月割りで支給。
生徒会費	児童会費・生徒会費・学年費・学級費として実際に支払う額	全学年	実費 (上限 4,650 円)	実費 (上限 5,550 円)	※原則として3月に支給。 ※実支払額を支給。(上限あり)
P T A 会費	PTA 活動に必要な経費として実際に支払う額	全学年	実費 (上限 3,450 円)	実費 (上限 4,260 円)	※原則として3月に支給。 ※実支払額を支給。(上限あり) ※世帯ごとに支給。
卒業アルバム代等	卒業アルバム及び卒業記念写真またはそれに伴う経費	小学校6学年 中学校3学年	実費 (上限 11,000 円)	実費 (上限 8,800 円)	※原則として3月に支給。 ※実支払額を支給。(上限あり)
オンライン学習通信費	学校が行うICT教育やオンライン学習に必要なとなる経費	全学年	実費 (上限 14,000 円)		※原則として3月に支給。 ※実支払額を支給。(上限あり) ※世帯ごとに支給